2023 年 11 月 2 日

鹿児島県知事
塩田　康一　様

立憲民主党鹿児島県総支部連合会
代　表　　柳　　誠　子
鹿児島市真砂町 1-3
099-204-7750

民間空港での「タッチアンドゴー」訓練中止と説明を求める申入れ

防衛省は 10 月 27 日、奄美空港と徳之島空港を使用して、F15 戦闘機による 1 日最大 4 機による「タッチアンドゴー」(離着陸)訓練を 11 月１０日から実施すると発表した。そのほか、徳之島では E-2C 早期警戒機の給油、陸自オスプレイ、輸送艦、水陸両用車などを用いた着上陸訓練などをするとしている。

もとより、「専守防衛」を掲げる自衛隊の活動は常に抑制的でなければならない。しかしながら、11 月 10 日から 10 日間にわたる自衛隊戦闘機による民間空港を使用した訓練は、アジア近隣諸国を挑発し緊張関係を高めることにしかつながらない。特に、わが鹿児島県や沖縄県にわたる南西諸島地域を戦禍のるつぼに巻き込むものでしかない。

こうした「有事に備えた」という名のもと、戦争をあおるような行為はかつて日本陸軍が暴走し「太平洋戦争」へ突き進んだことを想起する。今回の自衛隊機による「タッチアンドゴー」の訓練がなし崩し的に実施されることに対して、私たち立憲民主党鹿児島県連常任幹事会は強い憤りを覚え、あらためて反対の意思を明確にするとともに、訓練の中止を求める。

県知事におかれては、県空港管理者として奄美市・徳之島 3 町の住民の命と暮らしを守るべく訓練を中止するよう防衛省に要請されることを求めるとともに、戦闘機の「タッチアンドゴー」訓練による民間空港の奄美空港・徳之島空港の使用を許可されないことを強く要請する。併せて下記の質問事項についても説明を求める。

記

1　防衛省から鹿児島県への連絡について

鹿児島県として、県管理空港を使用しての自衛隊機のタッチアンドゴー訓練を行うという連絡をうけたのはいつか。また、それを承諾したのはいつか。なぜ公表しなかったのか。

2　戦闘機の「タッチアンドゴー」訓練について

⑴ 空港利用にあたって、県管理空港である奄美・徳之島の両空港の使用に関して、

鹿児島県と防衛省はどのような「協定」を結んでいるのか。その内容を明らかにされたい。

⑵ 「タッチアンドゴー」訓練の目的、時間帯、戦闘機の離着陸回数、戦闘機の機種について、具体的に空港別に明らかにされたい。

⑶ また「タッチアンドゴー」訓練実施前の住民への事前周知の有無、予測される民間機の遅延や影響について明らかにされたい。また夜間訓練、もしくは日没後の訓練の有無についても明らかにされたい。

3 「タッチアンドゴー」訓練による騒音(爆音)について

⑴ 防衛省は安保３法によって民間空港の使用を制度化しているが、そこには周辺住民及び自然生態系に大きな影響を及ぼす爆音を伴う戦闘機の離発着訓練については相当の慎重な取り組みが不可欠とされている。空港管理者であり県民を守る立場で、県として法制度の手続き、及び騒音について確認されたかを明らかにされたい。

⑵ 「タッチアンドゴー」訓練による騒音(爆音)対する当該自治体・自治体議員や住民との協議や説明会は、いつどのような形式で行われたのか。行われなかったするならば、その理由について明らかにされたい。

⑶ 「タッチアンドゴー」訓練による騒音(爆音)の被害、それに伴う苦情の相談窓口は設置されているか、明らかにされたい。

4 訓練の頻度、空域・海域の範囲について

「タッチアンドゴー」訓練の頻度、空域・海域の範囲について明らかにされたい。

5 部隊の配備計画について

訓練期間における配備計画(要員数・体制・期間)の詳細について明らかにされたい。

6 騒音(爆音)の市民生活、農業・漁業への影響について

⑴ 想定される市民生活への影響を明らかにされたい。

⑵ 想定される農業への影響を明らかにされたい。

⑶ 想定される漁業への影響を明らかにされたい。

⑷ 被害等の影響が出た際の窓口対応、補償について明らかにされたい。

7 船舶等に対する運行障害、電波障害について

⑴ 船舶に対する運行障害の対応について明らかにされたい。

⑵ 電波障害が発生した場合の対応について明らかにされたい。

以　上